

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第25号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「又は京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例」を「，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例」に改め，「第4号」の右に「又は京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例（以下「御池通沿道条例」という。）第4条第1項ただし書」を加え，同項第4号中「又は職住共存条例」を「，職住共存条例」に改め，「第4条第1項括弧書き」の右に「又は御池通沿道条例第4条第2項括弧書き」を加える。

第36条中「職住共存条例」の右に「，御池通沿道条例」を加える。

附 則

この規則は，平成16年7月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部指導課）